



平成 26 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 弘 電 社
代 表 者 名 取締役社長 内山安政
(コード番号 1948 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総務本部長 松山 博
(TEL 03-3542-5111)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は東京電力株式会社が発注する架空送電工事に係る独占禁止法違反があったことから、平成 26 年 4 月 10 日国土交通省より下記のとおり営業停止処分を受けました。

本件につきまして、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしますことを心から深くお詫び申し上げます。

当社はこの処分を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制をより一層強化し再発防止の徹底を図るとともに信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

2. 期間

平成 26 年 4 月 25 日から平成 26 年 6 月 23 日までの 60 日間

3. 今後の見通し

業績への影響につきましては、適時開示規則に基づく開示基準に該当する場合は速やかに情報開示を行います。

以 上